

令和6年度第1回中央区地域支えあいづくり協議体次第

日 時 令和6年7月2日（火）午前10時
会 場 中央区社会福祉協議会 3階会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 新任委員紹介

4 各委員より報告

5 議 題

(1) 高齢者施策推進室より報告

(2) 生活支援コーディネーターによる取組みについて

(3) 「支えあいのまちづくり協議体(第2層協議体)」実施報告

(4) 意見交換

テーマ：災害時から考える支えあいの仕組みづくりについて

6 今後の協議体実施予定

7 閉 会

中央区地域支えあいづくり協議体運営要綱

平成29年6月1日
29中福高第999号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、中央区生活支援体制整備事業実施要綱(平成29年4月1日28中福高第3936号)第3条に規定する中央区地域支えあいづくり協議体(以下「協議体」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議体の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者からの支援に関するニーズ及び生活支援・介護予防サービスを行う団体等地域資源に係る情報の共有
- (2) 前号の情報の集約化による地域課題及び実態の把握
- (3) 既存の生活支援・介護予防サービス、通いの場等の活用
- (4) 開発が必要な生活支援・介護予防サービスの議論
- (5) おとしより相談センター等関係団体との連携
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議体は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民生・児童委員
- (3) おとしより相談センター等関係団体に従事する者
- (4) 生活支援コーディネーター及び地域福祉コーディネーター
- (5) 社会福祉法人中央区社会福祉協議会職員
- (6) 中央区職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及びその職務)

第5条 協議体に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議体を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議体は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議体は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 協議体は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議体の会議は、公開とする。ただし、会長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 協議体の会議の庶務は、高齢者福祉課及び社会福祉法人中央区社会福祉協議会において分担し、処理する。

2 高齢者福祉課の業務は次に掲げるものとする。

(1) 協議体の設置に関すること。

(2) 委員の選定及び就任依頼に関すること。

3 社会福祉法人中央区社会福祉協議会の業務は次に掲げるものとする。

(1) 協議体の運営に関すること。

(2) 謝礼の支払いに関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議体に関する業務

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。



中央区見守りキーホルダー登録システムについて

1 サービスの概要

中央区在住の65歳以上の高齢者（40歳以上の要支援・要介護認定者を含む。）で外出に不安等がある方々を対象に、名前や緊急連絡先を登録していただき、「おとしより相談センター」（地域包括支援センター）で管理します。

登録された方が外出先で突然倒れたり、徘徊により保護され身元が確認できない場合などの緊急事態に、警察や消防、周囲に居合わせた方等から見守りキーホルダーの番号を同センターにお問い合わせいただくことで、身元を確認し、緊急連絡先に連絡します。



2 登録情報

- ・登録される方の氏名、住所、電話番号、生年月日
- ・緊急連絡先（氏名、住所、連絡先電話番号、登録者との続柄）

※右上写真の通り、キーホルダー自体には、個人情報に記載されません。

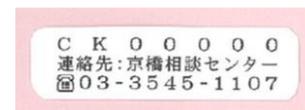
※緊急連絡先は、連絡がとりやすいよう2件ご登録いただきます。また、各連絡先の電話番号も複数ご登録いただけます。

※登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きをしていただきます。

3 キーホルダーの携帯が難しい場合の対応

認知症の方等で鍵を持たずに外出される場合は、日常的に持ち歩かれるかばんや杖、シルバーカー等があればそれらに取り付けてください。キーホルダーの番号とおとしより相談センターの電話番号は、衣類や靴、帽子やかばん、財布などご本人の持ち物に記入して、幅広くご活用ください。

また、アイロンで衣類等に接着できる布製ラベル「見守りアイロンラベル」を希望する方に配布しています。



4 関係機関との連携等

- (1) 緊急の際には、基本的におとしより相談センターから緊急連絡先の方に連絡を行いますが、必要な場合は、警察や消防等と、連携を図るとともに緊急連絡先等の情報を提供する場合があります。
- (2) 外出時以外でも、ポストに新聞や郵便等がたまっているなど近隣からおとしより相談センターに緊急事態と判断される通報があった場合などは、必要に応じ緊急連絡先に連絡をさせていただく場合があります。

＜申込先＞	京橋おとしより相談センター	☎ (3 5 4 5) 1 1 0 7
	日本橋おとしより相談センター	☎ (3 6 6 5) 3 5 4 7
	人形町おとしより相談センター	☎ (5 8 4 7) 5 5 8 0
	月島おとしより相談センター	☎ (3 5 3 1) 1 0 0 5
	勝どきおとしより相談センター	☎ (6 2 2 8) 2 2 0 5
	晴海おとしより相談センター	☎ (5 5 4 7) 4 8 7 1
	区役所4階高齢者福祉課高齢者福祉係	☎ (3 5 4 6) 5 3 5 4



～緊急時に不安がある方に～

「救急医療情報キット」を配布しています。

自宅で倒れた時などに救急隊による救急活動がより適切に行えるよう、緊急連絡先や血液型などを記入して冷蔵庫に保管しておく、「救急医療情報キット」の配布を行なっています。

対象 65歳以上の高齢者のうちひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方等で緊急時に不安等がある方

費用 無料

使い方

- ①救急情報用紙に、かかりつけ医療機関、緊急連絡先、服薬内容や持病等を記入し、健康保険証（写）、診察券（写）、お薬手帳（写）等と一緒に容器に入れて、冷蔵庫に保管します。
- ②救急医療情報キットを所有していることを救急隊員に知らせるため、付属のステッカーを冷蔵庫のドア及び玄関ドアの内側の2か所に貼ります。



【救急医療情報キットの見本】

直径約6cm×高さ約22cm



申込み・問い合わせ先

京橋おとしより相談センター

☎ (3545) 1107

日本橋おとしより相談センター

☎ (3665) 3547

人形町おとしより相談センター

☎ (5847) 5580

月島おとしより相談センター

☎ (3531) 1005

勝どきおとしより相談センター

☎ (6228) 2205

晴海おとしより相談センター

☎ (5547) 4871

区役所4階高齢者福祉課高齢者福祉係

☎ (3546) 5354

～救急医療情報キットが活用されたケース～

ひとり暮らしの高齢者の方が、夜に急に体調が悪くなり、やっとの思いで救急車を呼びました。救急隊が駆け付けた際、救急医療情報キットを発見。記載されていた緊急連絡先に連絡をとり、親族がすみやかに搬送先に向かうことができました。

在宅生活を支援する事業のご案内 《介護保険以外のサービス》

重要

このご案内に掲載されているサービスを受けるには、**申請が必要です。**
各サービスの所定の申請書による申請をお願いいたします。

●問合せ先（1・2・4に関して）
（※別に問合せ先が記載されているものを除く。）
中央区福祉保健部高齢者福祉課 **高齢者サービス係**
TEL 3546-5355・5225（直通）

※詳細は、区ホームページから
もご覧いただけます。
また、「高齢者福祉事業のし
おり」にも掲載されています。



●申請の受付 問合せ先の窓口で申請を受け付けてます。

☆の記載があるサービスについては、「おとしより相談センター」でも受け付けています。
一部のサービスを除き、申請書等については、区ホームページからダウンロード可能です。

1 要介護2以上の方が受けられるサービス

サービスの種類と対象者	内 容 ・ 費 用 負 担 等
<p>○紙おむつ等の支給 ☆</p> <p>要介護2以上の在宅および介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）以外の病院等に入院・入所中で、常時寝たきり又は認知症により、おむつが必要な方</p>	<p>①紙おむつ支給</p> <p>区が作成したカタログの中から必要量を組み合わせて選択</p> <p>◎費用負担 課税世帯 450円・550円・650円 (1回につき) 非課税世帯 120円・150円・180円 生活保護受給者等 無料</p> <p>②おむつ代助成(病院・有料老人ホームに入院・入所中で、紙おむつの持ち込みができない方) 1ヶ月7,000円を限度に助成 ※「指定おむつ使用証明書」(区指定の様式)の提出が必要です。</p>
<p>○理美容サービス ☆</p> <p>要介護2以上の常時寝たきり又は認知症の方</p>	<p>理容・美容師がご自宅へ出張し理美容サービスを行います。 理美容サービス券を年6枚を限度に支給します。</p> <p>◎費用負担(1回につき) 課税世帯 770円 非課税世帯 230円 生活保護受給者等 無料</p>
<p>○ふとん乾燥・丸洗い ☆</p> <p>① 要介護2以上で常時寝たきりの方 ② 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方</p>	<p>①の方は、ふとん乾燥を年12回、又はふとん乾燥年10回および丸洗い・水洗い各1回のいずれかを選択できます。 ②の方は、ふとん乾燥を年12回</p> <p>◎費用負担(1回につき)</p> <p>課税世帯 乾燥370円 丸洗い530円 水洗い920円 非課税世帯 乾燥110円 丸洗い160円 水洗い270円 生活保護受給者等 無料</p>
<p>○介護者慰労 ☆</p> <p>区に6ヶ月以上居住し、要介護2以上の寝たきり又は認知症の高齢者を日常的に在宅で介護している方</p>	<p>区内で高齢者を在宅で介護している家族に食事・マッサージ共通券、旅行券のうちから希望により、1万円を単位として 合計3万円を限度に、年1回支給します。</p>

2 要介護3以上の方が受けられるサービス

サービスの種類と対象者	内 容 ・ 費 用 負 担 等
<p>○おとしより介護応援手当 ☆</p> <p>65歳以上の寝たきり又は認知症の高齢者で、区に6ヶ月以上居住し、要介護3以上で、寝たきり又は認知症の状態が3ヶ月以上経過している方 ※特別養護老人ホーム・介護保険施設等に入所中の方は、対象となりません。</p>	<p>中央区内の自宅で在宅介護を受けている方(「医療保険」で病院に入院中の方を含む)に支給します。</p> <p>◎月額 20,000円(3ヶ月ごとに支給)</p> <p>※重度心身障害者手当受給者は10,000円 ※申請に基づいて要件の確認を行い、支給の可否を決定します。 支給の開始は、申請された月からとなります。</p>

(裏面につづく)

3 介護保険給付の量を補う主なサービス

サービスの種類	問合せ先等
①在宅支援入浴サービス (訪問入浴介護)	介護保険のサービスを限度額まで利用してもサービスが不足する場合などに利用できる区の独自サービスです。 利用については、担当ケアマネジャーにご相談ください。 ●問合せ先 中央区福祉保健部介護保険課事業者支援給付係 TEL 3546-5377
②住宅設備改善給付 (手すりの取付・浴槽の取替え・便器の洋式化など)	
※①は、原則「要介護5」の方が対象となります。	

4 その他のサービス

サービスの種類と対象者	内容・費用負担等												
○一般寝台の貸与 ☆ 要介護度が「要支援1」から「要介護1」の住民税非課税世帯の方 ※要介護認定調査で立ち上がり「できない」又は「つかまればできる」と記載のある方	高さ調節ができる一般寝台の貸与費用を助成します。 貸与費用の上限金額は3,000円まで ◎費用負担 非課税世帯 月額レンタル料の1割 生活保護受給者等 無料												
○緊急通報システム ☆ 65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方又は日中独居高齢者など(同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方)	緊急時にボタンひとつで民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員と消防による救助を受けられます。 ◎費用負担 機器本体(ペンダントを含む) (月額) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定電話回線型式</th> <th>無線型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税世帯</td> <td>450円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>無料</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>生活保護等</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> 火災センサー・見守りセンサー(希望者のみ) 課税世帯:各50円 その他:無料		固定電話回線型式	無線型式	課税世帯	450円	900円	非課税世帯	無料	450円	生活保護等	無料	無料
	固定電話回線型式	無線型式											
課税世帯	450円	900円											
非課税世帯	無料	450円											
生活保護等	無料	無料											
○徘徊高齢者探索システム費用助成 ☆ 認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護している方	GPS方式の探索システム利用料の一部を助成します。 ◎費用負担 申込金770円 月額基本料242円 生活保護受給者等 無料												
○家具類転倒防止器具の取付 ☆ 65歳以上で要介護2以上の寝たきり又はひとり暮らし、65歳以上の方を含む60歳以上で構成される世帯又は日中独居高齢者など(同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方)	居住する住宅に家具類転倒防止器具を取り付けます。 ◎費用負担 取付費と器具代4個までは1割負担(3,500円程度) 器具代5個目以上は全額自己負担。非課税世帯は無料。 ●問合せ先 中央区福祉保健部高齢者福祉課 高齢者福祉係 TEL 3546-5354												
○歩行補助杖の給付 ☆ 65歳以上の「つえ」を必要とする方	1人1本限り。 ◎費用負担 無料 ●問合せ先 中央区福祉保健部高齢者福祉課 高齢者活動支援係 TEL 3546-5334												
○補聴器購入費用助成 65歳以上(一定の所得額以下)で、耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認める方 聴覚障害の手帳所持者、過去に限度額まで助成を受けた方を除く	35,000円を限度に、補聴器購入費用を助成します。 ●問合せ先 中央区福祉保健部高齢者福祉課 高齢者活動支援係 TEL 3546-5334												
○食事サービス 70歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、日中独居で食事の支度が困難な方 ※要支援・要介護認定を受けた方は、65歳以上の方	昼食・夕食をご希望の曜日に安否確認を兼ねて自宅に届けます。(昼食のみ、夕食のみの利用も可) 一般食と特別食(エネルギー調整食、たんぱく質調整食)が選べます。 ◎費用負担 下記までお問い合わせください。 ●問合せ先 中央区社会福祉協議会 TEL 3206-0603												
○入退院時サポート 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方	病院への入院時から退院後1週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどのお手伝いをした場合に、年間48時間分の虹のサービス利用料を助成します。 ◎費用負担 虹のサービス利用会員の年会費2,400円 ●問合せ先 中央区社会福祉協議会 TEL 3206-0603												
○暮らしの困りごとサポート 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方	暮らしの困りごと(電球の取替え、物の上げ降ろし等)について、シルバー人材センター会員が出張しサービスを提供します。 ◎費用負担 1回200円 ●問合せ先 中央区シルバー人材センター TEL 3551-2700												

生活支援コーディネーターによる取り組みについて

中央区社会福祉協議会 地域ささえあい課には、年齢や対象を問わず困りごとの相談をお受けする地域福祉コーディネーターと、高齢者の介護予防や孤立防止の支援を行う生活支援コーディネーターが配置されており、一体となって支援を行っています。

1 個別支援（地域ささえあい課 支援回数・上位10ケース）

	主な相談内容	支援回数
1	精神障害・独居・住宅問題	246
2	精神障害・独居・社会参加	173
3	ひきこもり・独居・経済困窮	168
4	精神障害・独居・経済困窮・住宅問題・金銭管理	159
5	高齢者・独居・金銭管理	137
6	精神障害・独居・環境整備	76
7	精神障害・ひきこもり・経済困窮	75
8	高齢者・独居・金銭管理・環境整備	61
9	精神障害・独居・経済困窮	59
10	高齢者・独居・環境整備	53
参考	令和5年度 59 ケース 1,955 回 高齢者を含む世帯 28 ケース 498 回	

※網掛けは生活支援コーディネーターが支援しているケース

2 地域支援

(1) 地域活動に対する支援（地域ささえあい課 支援回数・上位5ケース）

	主な相談内容	支援回数
1	みんなの食堂 A の開催	247
2	高齢者同士の交流の場の開催	164
3	みんなの食堂 B の開催	152
4	子育て世代の交流の場の開催	152
5	環境問題をテーマとした交流の場の開催	98
参考	令和5年度 76 団体 2,739 回 対象に高齢者を含む活動 52 団体 1,529 回	

※網掛けは生活支援コーディネーターが支援しているケース

(2) 京橋地域における地域支援の取り組み

ちよこっと相談会の開催

「喫茶アラジン」、「聖路加健康ナビスポット：るかなび」の2か所の場所をお借りし、生活の困りごとをお聞きするちよこっと相談会を実施しています。

	開催回数	来場者数	相談件数 (うち、高齢者関係)
令和4年度	18	17	15 (12)
令和5年度	18	24	15 (6)

(3) 日本橋地域における地域支援の取り組み

① 多世代交流スペース「はまるーむ」の運営

職員が常駐し、アウトリーチの拠点として運営しています。

(開所日：毎週月・木・金曜日、第1・3日曜日、第2・4土曜日)

地域の居場所づくりの一環として、福祉に関する講座や多世代交流を目的としたイベントを開催しているほか、住民主体の地域活動をサポートしています。

<令和5年度実績>

活動団体数 9団体 活動回数 71回

(うち、高齢者関係 4団体 活動回数 43回)

② おとなりカフェ・ちよこっと相談会の開催

毎週木曜日と第1・3日曜日に、はまるーむでコミュニティカフェと生活の困りごとの相談会を実施しています。このうち月1回は、高齢者無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の職員による高齢者の就業相談日を設けています。

	開催回数	来場者数	相談件数 (うち、高齢者関係)
令和4年度	70	395	68 (45)
令和5年度	74	875	59 (39)

(4) 月島地域における地域支援の取り組み

①勝どきデイルームの運営

勝どき区民館・敬老館に併設された「勝どきデイルーム」を、多世代交流や地域活動の場として活用し、住民主体の地域活動をサポートしています。

<令和5年度実績>

活動団体数 24 団体 活動回数 282 回
(うち、高齢者関係 14 団体 活動回数 192 回)

②おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催

月4回、勝どきデイルームでコミュニティカフェと生活の困りごとの相談会を実施しています。このうち月2回は、高齢者無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の職員による高齢者の就業相談日を設けています。

	開催回数	来場者数	相談件数 (うち、高齢者関係)
令和4年度	48	736	57 (29)
令和5年度	48	672	67 (49)

3 高齢者の ICT 活用に向けた取り組み

①「スマホちょこっと相談会」の実施

月2回、多世代交流スペース「はまる一む」、勝どきデイルームにて「スマホちょこっと相談会」として、LINE やスマホの相談会・体験会を実施しています。

「スマホちょこっと相談会」には「スマホささえ隊」がボランティアとして活動しています。

<参加者数>

令和4年度 延46名 (はまる一むのみでの開催)
令和5年度 延67名

②「スマホささえ隊」の養成

高齢者のデジタル格差を解消するため高齢者にスマートフォンの機能や操作を教えるための地域のボランティアを養成しました。

これまでに33名のスマホささえ隊を養成しています。

ツキチカ！

7月号

ツキチカ！で
活動を始めたい方
大募集！

あなたの想いを
実現してみませんか？



下記までお気軽にご相談ください

7月の予定🎵

ツキチカ！オープン

・7月1日（月）10：00～16：00

おとなりカフェ・ちょこっと相談会☕

・7月12日（金）10：00～13：00

・7月19日（金）13：00～16：00

問い合わせ先

中央区社会福祉協議会 地域ささえあい課

☎ 03-3523-9295 ツキチカ！の詳細はこちら→→

✉ sasae@shakyo-chuo-city.jp



アクセス



住所 中央区築地1-1-1 地下1階
(京橋図書館跡地)

- ・ 東京メトロ日比谷線 築地駅
3・4番 徒歩5分
- ・ 東京メトロ有楽町線 新富町駅
1番 徒歩1分
- ・ 江戸バス北循環
中央区役所停留所 徒歩0分

支えあいのまちづくり協議体（第2層協議体）実施報告

中央区に住む方・働く方ができる支えあいの形について、身近な地域で話し合う「支えあいのまちづくり協議体（第2層協議体）」を、京橋・日本橋・月島地域で開催しました。

1 実施日

京橋地域 令和6年2月16日（金）、5月29日（水）

日本橋地域 令和6年3月5日（水）、6月4日（水）

月島地域 令和6年2月19日（月）、4月24日（水）、6月17日（月）

2 出席者

日頃高齢者と関わる機会の多い地域住民、関係機関、生活支援コーディネーター

3 内容

- ・出席者近況報告
- ・前回の振り返り、地域支えあいづくり協議体（第1層協議体）の報告
- ・意見交換

4 意見交換の要旨

■ 京橋地域

これまでの検討内容：「地域のつながりづくり」に向けた情報発信として、広報紙『きらきらいふ京橋人～ゆるっとつながる～』や広報紙に関連した動画を作成。また、近場に集まれる場があることの大事さが高齢者を対象にしたアンケートより分かったため、人が集まる場所を地図に落とし込むワークを実施。

◇ 2月16日：広報紙・今後の取り組みについて

項目	内容
広報紙について	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターより、第6-2号案を提示し意見交換を行った。 →広報紙の色や文言の修正、発行時期は年度内にすることを決定。 ・広報紙の今後について →このまま社会資源の紹介を続けていくのか見直しをする時期にきたのではないかと意見が挙がった。第7号に関しては、今まで通り社会資源の紹介を行い、その後に関しては、次回以降の協議体で意見交換を行うこととなった。
今後の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・前回に引き続き、社会資源を地図に落とし込むワークを実施し、今後協議体としてどのような取り組みが考えられるのか意見交換を行った。コーディネーターより、全体を見て高齢者が集まる場所が少ないところに協議体として働きかけを行う（商業施設が多い銀座は除く）といったことや、集まる場所にはどのような特徴があるのかを見つけ、社会資源の開発につなげられるのではないかと共有。 →次回の協議体で、今後の取り組みを検討する。

「築地交流スペース ツキチカ！」について	地域の方が活動をするだけでなく、どのような取り組みや使い方ができたら高齢者の方の生活支援や介護予防につながるのか、またどのような仕掛けがあれば地域の方の主体的な活動につながられるのかを協議体として考えていけたらと共有した。 →次回以降の協議体で、今後のツキチカ！での取り組みについて検討する。
----------------------	---

◇ 5月29日：今後の取り組みと広報について

項目	内容
今後の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源を地図に落とし込むワークを実施し、社会資源があることが分かったが、目的が見えづらい状況。目的や対象を明確にした方がよいのでは？ ・対象に対して協議体が何かをするのではなく、どう活動を促進していくのかを考えた方がよいのでは？ ・中央区、特に京橋地域は買い物をする場所が少ない。宅配を利用したり、遠くまで買いに行かないといけないため、その方たち向けのお買い物マップを作成するのはどうだろうか。 ・厚生労働省のホームページに全国各地の事例を紹介している資料がある。それらを共有する回が合っても良いのではないかな？ <p>→次回の協議体までに各自で調べ、各地域の取り組みを共有することとなった。</p>
広報について	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙第7号の取材先として、アラジンに決定。 ・これまでのYouTube 閲覧数の共有を行い、費用対効果が低いことを共有。 <p>→SNS への発信が少ないことが原因ではないかとの意見が挙がった。</p>

■ 日本橋地域

（これまでの検討内容：ひとり暮らし高齢者のつながりづくりに資する広報物を作成することとなり、その仕様について検討した。）

◇ 3月5日：日本橋浜町付近をモデルとした広報物の作成について

項目	内容
通いの場でのヒアリング及びアンケート実施の内容を共有	<p>「歩いてつながる浜町エリアマップ」に対して意見を伺うため、高齢者通いの場の「カラフル」と「浜町カフェ」でヒアリング及びアンケートを実施した内容を各メンバーから共有。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号の表記が多く見づらい。→主要な交差点以外の信号及び交差点の表記は無くす。 ・基点となる施設を強調した方が分かりやすい。(例: トルナーレ、明治座、ロイヤルパーク、水天宮、弁慶、T-CAT 等) ・文字の向きを揃えた方が見やすい。 など
マップの配架先について	<ul style="list-style-type: none"> ・はまる一む、公的施設等 <p>→具体的な配架先については、今後検討していく。</p>

◇ 6月4日：日本橋浜町付近をモデルとした広報物の作成について

項目	内容
広報物の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターより前回協議体の議論をもとに可能な範囲で修正した「歩いてつながる浜町エリアマップ」を提示し、追加の修正の確認を行った。 ・協議体メンバーより、どこまで無料でやってくれるかは分からないが、配色のアド

	<p>バイスや地図修正などを請け負ってくれる可能性がある近隣企業が紹介された。また、地域住民より対応困難な事項について協力してくれる業者がいるかもしれないとの情報が共有された。</p> <p>→今回は、お金をかけずに現状の延長で問題ない。無償で対応困難な事項を修正してくれるのであれば、依頼したいということで意見が一致。</p>
今後のスケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> ・今回共有された「浜町エリアマップ」にて、身近な高齢者の方に意見をもらい、修正する。 ・次回協議体（9月）にて内容を確定、印刷工程へ移行を決定。
今後の取り組みについて	<p>「歩いてつながる浜町エリアマップ」完成後、協議体としてどのような取り組みにかなげていくかを検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域のサロンを見に行くツアー ・高齢者の方と街歩き ・口コミが投稿できるような場を設ける など <p>→まずは完成披露会を実施することとし、その内容について次回以降の協議体で議論していく。</p>

■ 月島地域

これまでの検討内容：孤立しがちな高齢者も ICT を活用してつながりが持てることから、ICT 利用のアンケート調査を実施し、調査結果に基づきイベントを開催した。

◇ 2月19日：「集まれ！スマサポまつり」の実施と晴海地区のまち歩き実施と広報紙について

項目	内容
勝どき一丁目アパート1号棟でのスマサポまつりの実施について	<p>勝どき一丁目アパート 1 号棟でのスマサポまつりの実施について具体的な内容を意見交換した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オレオレ詐欺の講習を警察に依頼。→フィッシングメールも多いので注意喚起もできたらよいのでは？ など
晴海地区のまち歩き実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・次回は2グループに分かれて実施する。 ・3～5 丁目全てを周るとかなり長距離になるのでいくつかウォーキングコースを考えてみてはどうか。
広報紙について	<p>広報紙となりぐみ（第2号）の記事について意見交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙面は片面でよい ・掲示ではなく町会回覧してはどうか など

◇ 4月24日：晴海地区まち歩き実施後の共有と「集まれ！スマサポまつり」の今後の実施と広報紙の発行について

項目	内容
まち歩き実施後の感想	<p>晴海 3～5 丁目のまち歩きを2コースに分かれて実施。</p> <p>(A) 黎明橋公園～カンポレアルマドリッド～晴海緑道公園～晴海区民センター～ららテラス～はるみらい</p> <p>(B) 黎明橋公園～マルチモビリティ～晴海ふ頭公園～晴海西小中～ららテラス～はるみらい</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレとベンチを改めて注目して歩いた。Aコースにはトイレが少なく、スタートの黎明橋公園以外は見られなかった。ベンチは疲れたときに座れるところがなかった。 ・以前は晴海フラッグが閑散としていたが、人が少しずつ増えてまちづくりがされていた。 ・晴海ふ頭公園にはだれでもトイレがあったが入口が海側に向いていて分かりづらい。 など
「集まれ！スマサポまつり」の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・詐欺防止の講話を月島警察に依頼する。 ・最初に詐欺防止講話を30分ほど行い、その後相談を受けるという形態で実施。

◇ 6月17日：スマサポまつりの実施

時間：14:00～16:00

会場：勝どき1丁目アパート2階集会室

参加者：月島警察による特殊詐欺防止講座15名、スマホ相談会9組が参加。

従事者：計13名（協議体メンバー、スマホささえ隊、月島警察署）

5 今後の流れ

各地域の取り組み内容に基づき協議を進めていく。

次回のテーマ（案）

【京橋地域】7月30日に開催予定。

今後の協議体の取り組みについて検討するため、各地域の事例を共有する。

【日本橋地域】9月3日に開催予定。

広報物を生かした今後の取り組みを検討する。

【月島地域】7月30日に開催予定。

スマサポまつり実施後の共有と広報紙の詳細について検討する。

きらきらいふ京橋人

～ゆるっとつながる～



第6-1号

2023年11月発行

「マイホーム新川」ってどんなところ？



マイホーム新川では特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルパー等、様々なサービスを行っています。また“**消防団協力事業所**”に認定され、防災施設である“**福祉避難所**”にもなっています。



消防団協力事業所とは・・・地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度によって認定された、消防団活動に協力いただいている事業所のことです。



福祉避難所とは・・・一般の避難所での避難生活が困難な方、いわゆる配慮を必要としている方のための避難所です。高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害のある人、難病患者などが想定されています。



詳しくはマイホーム新川のホームページをチェック



<次号!>

協議体メンバー(竹川さん)が協議体メンバー(堀家さん)にインタビュー!?!?の巻

問合せ先

中央区社会福祉協議会 地域ささえあい課
☎ 03-3523-9295
✉ sasae@shakyo-chuo-city.jp

※本広報紙は、中央区社会福祉協議会の生活支援コーディネーター(支えあいの仕組みづくりに取り組む福祉の専門職)が発行しています。

YouTube



ホームページ



きらきらいふ京橋人^{☆☆}

～ゆるっとつながる～



第6-2号

2024年3月発行

「マイホーム新川」ってどんなところ？



協議体メンバー（竹川さん）が協議体メンバー（堀家さん）にインタビュー!?!?

Q1.大人数での参加が難しい方に向けてのプログラムはありますか？
(デイサービス)



A1.少人数向けのプログラムもあります。

Q2.1日のお風呂へ入浴される利用者の数などを教えてください。
(デイサービス)



A2.お風呂は大体1日に35名程度が入れ替わりで入っています。イスに座ったまま入れるものや、寝たまま入るお風呂もある。手すりに掴まっていれば立てるといった利用者が多いです。

Q3.年齢層を教えてください。
(デイサービス、特別養護老人ホーム)



A3.デイサービス利用者は70～90代。特別養護老人ホームは80～90代が多いが、若い方(60代)もいます。

インタビューからの一言
(マイホーム新川・堀家さん)

隅田川沿いにある日の光が降り注ぐ明るい施設です。職員もご利用者も明るく元気に活動をしていますので、ぜひ一度見学にお越しください。お待ちしております。



インタビューからの一言
(聖路加国際病院・竹川さん)

みなさん楽しそうに麻雀や読書をされたりと自由に時間を過ごされており、温かい眼差しで見守りをされているスタッフに感動致しました。

問合せ先

中央区社会福祉協議会 地域ささえあい課
☎ 03-3523-9295
✉ sasae@shakyo-chuo-city.jp

※本広報紙は、中央区社会福祉協議会の生活支援コーディネーター（支えあいの仕組みづくりに取り組む福祉の専門職）が発行しています。

YouTube



マイホーム新川 HP





集まれ！



スマサポまつり

6/17 月

参加費
無料
予約不要

時間：14:00～16:00

場所：2階集会室

特殊詐欺防止講座 (14:00～14:30)

スマホにまつわる特殊詐欺について月島警察による特別講座を開催します。

スマホなんでも相談

スマホのお悩みを受付けます。
なんでもご相談ください😊



スマサポまつりとは...？

スマートフォンサポートまつりの略です。
スマホをお持ちの方、お持ちでない方、全ての人がスマホの活用に向けてステップアップできることを目的としたイベントです。

スマサポまつりラインナップ



スマホの使い方相談

かんたんな操作・設定のご相談承ります。



アプリお困りごと相談

LINEやマップなど、アプリのお悩み解決します。



スマホ乗り換え・料金相談

携帯販売店の店員さんが対応します。(予定)

支えあいのまちづくり協議体とは？

「支えあいのまちづくり協議体」は、日頃から高齢者と関わる機会が多い地域住民や福祉関係機関、生活支援コーディネーター（社会福祉協議会の職員）が参加し、地域で支えあえるまちづくりについて、それぞれの立場で感じている課題や「気づき」等を共有しています。

問合せ先

社会福祉法人 中央区社会福祉協議会

管理部地域ささえあい課 深澤・杉田

（月島地域 生活支援コーディネーター）

TEL 03-3523-9295

メール sasae@shakyo-chuo-city.jp



ホームページはこちら

災害時に考えられる社会資源

【災害時を想定した区の事業】

- ・災害時地域たすけあい名簿…災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登録し、安否確認や避難誘導等の支援および支援のための体制づくりに役立てることを目的とした名簿
- ・災害時における中央区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定
 - ……5 強以上の地震が発生した際に、介護事業者がサービス利用者の安否を可能な限り確認し、区へ報告するとともに、避難所等において居宅サービスの提供をする等、要介護高齢者支援体制を整備するため締結している。

【地域での見守りにつながる取り組み】

(区の事業)

- ・高齢者通いの場…仲間づくりや介護予防に資する活動を自主的・定期的に行う「場」
- ・地域見守り活動支援事業…地域の団体が高齢者の自宅への訪問などを定期的に行っている「高齢者見守り活動」に対し、活動費助成等を支援。
- ・見守りキーホルダー…外出先で突然倒れたり、徘徊により保護され身元が確認できない場合などに、あらかじめ登録された番号をおとしより相談センターに問い合わせることで、迅速に氏名・緊急連絡先が確認できる「見守りキーホルダー」を配布
- ・高齢者の見守り活動に関する協定…協定を結んだ事業者が通常業務中に高齢者の異変を発見した場合に、地域のおとしより相談センターに連絡し、おとしより相談センターが状況確認を行い、必要に応じて支援する。

(社会福祉協議会の事業)

- ・ふれあい福祉委員会…町会・自治会等の地域を単位とした、近隣住民同士による自主的な支え合い、助け合いの小地域ネットワーク活動
- ・いきいき地域サロン…集会所などに集まり、仲間づくりや福祉的な活動を自主的・定期的に行う「場」
- ・ほがらかサロン…外出の機会や交流が少ない70歳以上の方を対象に食事や懇談を行う
- ・虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート）
- ・ささえあいサポーター…地域課題に直面している方の変化にいち早く気づき、必要な支援につなぐ地域のアンテナ役となる方